

## 適正化事業・指導項目別調査結果

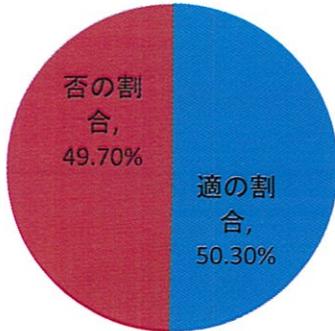
平成29年4月～平成30年3月

福島県適正化事業実施機関

区分	重点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)割合(%)	
I. 事業計画等	○	1 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	481	12	2.5	
		2 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	473	21	4.4	
	○	3 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	481	25	5.2	
		4 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	481	25	5.2	
		5 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	481	23	4.8	
		6 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	314	3	1	
	○	7 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	469	0	0	
	○	8 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	469	0	0	
II. 帳票類の整備、報告等		1 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	146	0	0	
		2 自動車事故報告書を提出しているか。	25	0	0	
		3 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	480	8	1.7	
		4 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	481	0	0	
		5 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	277	39	14.1	
III. 運行管理等		1 運行管理規程が定められているか。	471	1	0.2	
	◎	2 運行管理者が選任され、届出されているか。	459	0	0	
		3 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	383	33	8.6	
		4 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	469	0	0	
	◎	5 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	474	58	12.2	
	◎	6 過積載による運送を行っていないか。	466	0	0	
	◎	7 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	486	124	25.5	②
	○	8 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	482	23	4.8	
	○	9 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	449	111	24.7	③
	○	10 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	86	19	22.1	⑤
	◎	11 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	469	51	10.9	
	○	12 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	312	155	49.7	①
	○	13 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	318	75	23.6	④
IV. 車両管理等		1 整備管理規程が定められているか。	459	1	0.2	
	◎	2 整備管理者が選任され、届出されているか。	457	2	0.4	
		3 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	367	30	8.2	
		4 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	479	25	5.2	
	◎	5 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	481	65	13.5	
V. 労基法等	○	1 就業規則が制定され、届出されているか。	269	12	4.5	
		2 36協定が締結され、届出されているか。	458	28	6.1	
		3 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	465	6	1.3	
	○	4 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	477	78	16.4	
VI. 法定福利費	○	1 労災保険・雇用保険に加入しているか。	473	5	1.1	
	○	2 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	476	16	3.4	

## 指導比率ワースト5

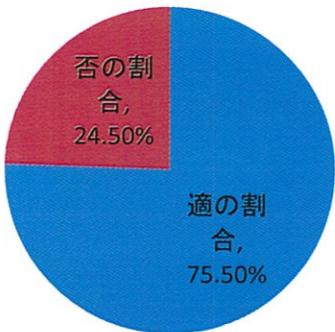
### ①特別指導



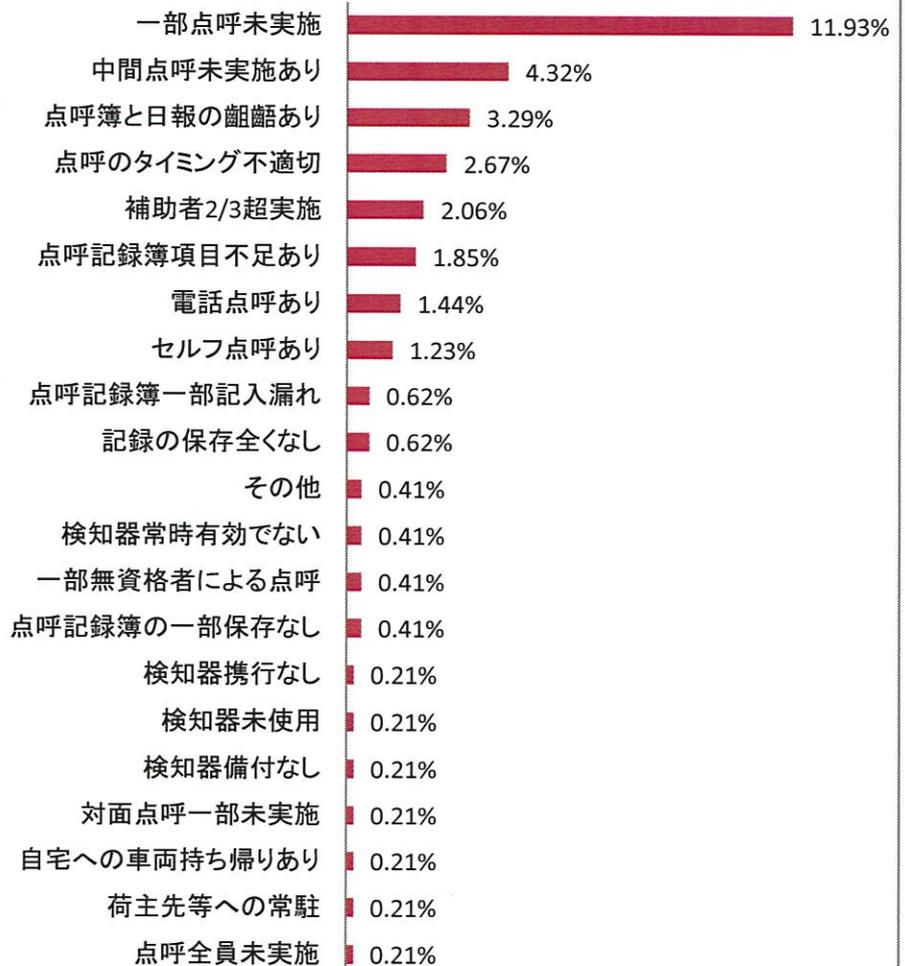
### ①特別指導 否の詳細



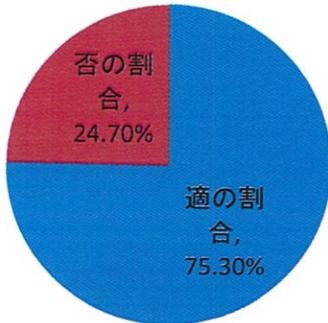
### ②点呼の実施



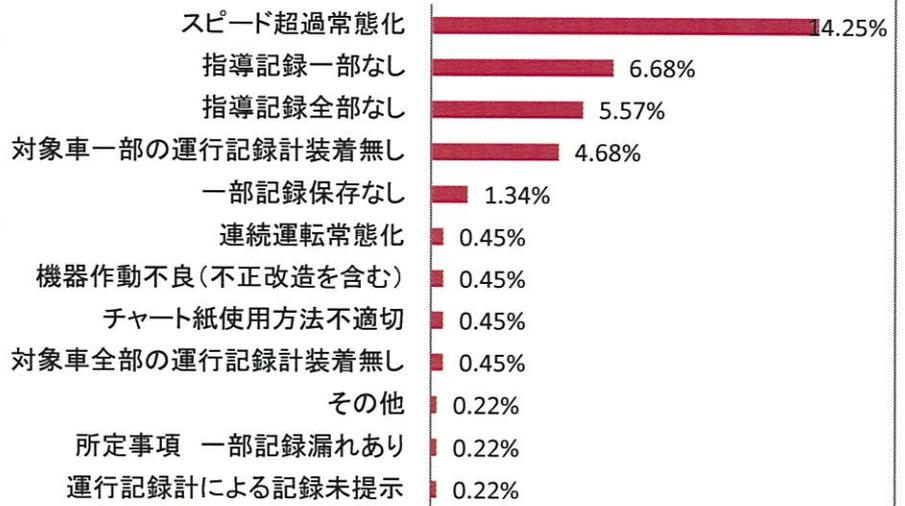
### ②点呼の実施 否の詳細



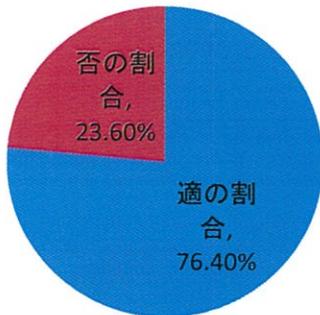
### ③運行記録計



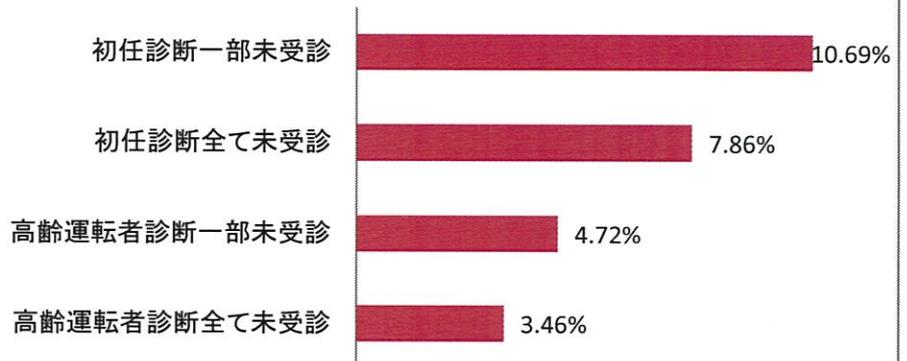
### ③運行記録計 否の詳細



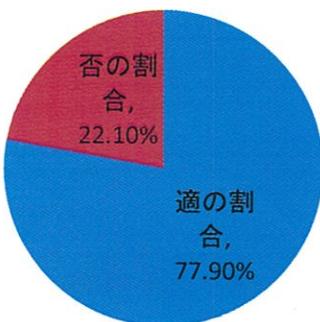
### ④適性診断



### ④適性診断 否の詳細



### ⑤運行指示書



### ⑤運行指示書 否の詳細

